

通達甲（総. 会. 査2）第13号

平成27年4月13日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

被疑者等護送費用取扱要綱の制定について

このたび、別添のとおり、被疑者等護送費用取扱要綱を制定し、平成27年4月13日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、被疑者護送費用取扱要綱の制定について（平成6年3月2日通達甲（総. 会. 査1）第3号）は、廃止する。

別添

被疑者等護送費用取扱要綱

第1 目的

この要綱は、被疑者等護送費用の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

被疑者等護送費用の取扱いについては、犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）、警視庁職員旅費支給規程（昭和48年7月12日訓令甲第16号。以下「旅費支給規程」という。）等別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 用語の意義

- 1 被疑者等 被疑者及び法令の規定により身柄を拘束された者をいう。
- 2 被疑者等護送旅費 被疑者を逮捕した道府県警察職員が当該被疑者を警視庁へ護送した場合、警視庁若しくは道府県警察が逮捕した被疑者その他法令の規定により身柄を拘束された者を警視庁職員が護送した場合又は引当り捜査等のため被疑者を護送した場合に要した旅費をいう。
- 3 被疑者等輸送費 護送した被疑者等に係る鉄道賃、船賃、航空賃（旅客施設使用料を含む。）、車賃及び食糧費をいう。
- 4 被疑者等護送費用 被疑者等護送旅費及び被疑者等輸送費をいう。

第4 被疑者等護送費用に係る資金前渡

刑事総務課の資金前渡受者は、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号。以下「都規則」という。）第76条の規定に基づき、毎月、1か月間に必要とする被疑者等護送費用に係る資金の前渡を受けて、第5の道府県警察職員の被疑者等護送費用又は第6の本部所属における被疑者等輸送費に充てるものとする。

第5 道府県警察職員の被疑者等護送費用の取扱い

1 支給基準

道府県警察職員の被疑者等護送費用は、次により支給するものとする。ただし、他から支給される場合は、この限りでない。

- (1) 被疑者等護送旅費については、旅費支給規程を準用して支給すること。ただし、当該被疑者等護送旅費が、道府県警察が支給する被疑者等護送旅費と均衡が保てない場合は、当該道府県警察の定める基準により支給することができる。
- (2) 被疑者等輸送費については、実費を支給すること。ただし、食糧費は、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）別表第1に規定する5級以下の職務にある者の食卓料の2分の1に相当する額を限度とする。

2 支給手続

被疑者を逮捕した道府県警察職員から当該被疑者の引渡しを受けた所属における被疑者等護送費用の支給手続は、被疑者等護送旅費及び被疑者等輸送費の別に次によるものとする。

- (1) 被疑者等護送旅費については、別記様式第1の「被疑者等護送旅費請求書兼領収書」及び別記様式第2の「被疑者等護送旅費請求内訳書」を速やかに刑事総務課長（庶務係経由。以下同じ。）に送付すること。
- (2) 被疑者等輸送費については、別記様式第3の「被疑者等輸送費請求書兼領収書」及び別記様式第4の「被疑者等輸送費請求内訳書」を速やかに刑事総務課長に送付すること。

第6 警視庁職員の被疑者等護送費用の取扱い

1 支給基準

警視庁職員の被疑者等護送費用は、次により支給するものとする。ただし、他から支給される場合は、この限りでない。

- (1) 被疑者等護送旅費については、旅費支給規程により支給すること。
- (2) 被疑者等輸送費については、前第5の1の(2)により支給すること。

2 支給手続

護送を実施した所属における被疑者等輸送費の支給手続は、本部所属及び警察署の別に次によるものとする。

- (1) 本部所属にあつては、被疑者等輸送費請求書兼領収書及び被疑者等輸送費請求内訳書を速やかに刑事総務課長に送付すること。
- (2) 警察署にあつては、被疑者等輸送費請求書兼領収書、被疑者等輸送費請求内訳書及び都規則第38号様式の「支払金口座振替依頼書」を速やかに会計課長（決算第二係経由）に送付すること。

別記様式第 1

被疑者等護送旅費請求書兼領収書

金 額	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---

ただし、護送対象者
添のとおり)として

の護送に要した旅費 (詳細は別

上記のとおり請求します。

年 月 日

刑 事 総 務 課 長 殿

道府県警察名
所 属 名
階 級 ・ 氏 名

印

上記のとおり領収しました。

年 月 日

刑 事 総 務 課 長 殿

道府県警察名
所 属 名
階 級 ・ 氏 名

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第2

被疑者等護送旅費請求内訳書

護送実施日時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
護送対象者	年 月 日 手配所属

護送 月日	出発地 (地名、駅名) 到着滞在 (地名、駅名)	運 賃 内 訳						合計額	階 級 (級)	氏 名
		鉄 道 賃		船賃 航空賃	車賃	旅行 雑費	宿泊料			
		運賃	急行 料金							
						日	甲乙夜			
									()	
						日	甲乙夜			
									()	
						日	甲乙夜			
									()	
						日	甲乙夜			
									()	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3

被疑者等輸送費請求書兼領収書

金	額	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、護送対象者
(詳細は別添のとおり)として

の護送に要した被疑者等輸送費

上記のとおり請求します。

年 月 日

殿

(道府県警察名)

所 属 名

階 級 ・ 氏 名

印

上記のとおり領収しました。

年 月 日

殿

(道府県警察名)

所 属 名

階 級 ・ 氏 名

印

注 道府県警察職員は、所属する道府県警察名を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 4

被疑者等輸送費請求内訳書

護送実施日時	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
護送対象者区分	<input type="checkbox"/> 逮捕した被疑者 (年 月 日 手配所属) <input type="checkbox"/> その他の者

護送 月日	出発地 (地名、駅名)	運賃内訳				食糧費	合計額	階級	氏名
		鉄道賃		船賃	車賃				
	運賃	急行 料金	航空賃						
						×食			
						×食			
						×食			
						×食			
						×食			

注 該当する□に、レ点を付すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。